

大津町宿泊税検討委員会 議事録

委員

項番	所属	役職	氏名	備考
1	熊本県立大学 総合管理学部 総合管理学科	准教授	井寺 美穂	
2	東海大学 文理融合学部 地域社会学科	客員教授	小林 寛子	委員長
3	大津町企業連絡協議会	会長	松島 嘉浩	
4	肥後おおづ観光協会	理事長	山下 和貴	
5	肥後おおづスポーツ文化コミッション	副会長	斎藤 陽子	
6	大津町商工会	会長	松永 幸久	副委員長
7	大津菊陽益城ホテル連絡協議会	代表	緒方 正一	

※大津町商工会 松永会長は欠席

○議題

1 宿泊税の用途について

(資料説明：事務局)

(資料1 第3回大津町宿泊税検討委員会が出された課題の整理)

(アンケート(宿泊者・宿泊事業者))

(委員長)

ありがとうございました。これまでの検討委員会が出された課題の整理の部分と、今回のアンケートについて、不明点やご意見があればお願いいたします。

(委員)

課題の整理のところについてお伺いします。平成30年と令和5年を比較して、TSMC関連の工事が実施されているときと、工事が落ち着き平常に戻ったときで、税収に大きな差がないであろうという点は確認できました。これは受け入れ可能な客室数が同じという前提なので変化がないのだらうと思いますが、一方で、宿泊目的の割合が変わっているようにも思われます。平成30年は観光目的が多かったのに対し、令和5年は事業関係者に切り替わっているように思われますが、宿泊目的については調査で確認しているのでしょうか。

(事務局)

資料1の2ページ目の集計についてですが、旅行の目的は調査で確認していません。そのため、宿泊目的についてどのような変化があるのかは、事実としては判断できない、というのが現状の回答になります。

(委員長)

宿泊客の属性が変わっている可能性もあるということですね。

(事務局)

可能性はありますが、確実なことは申し上げられません。

(委員長)

分かりました。ありがとうございます。他にありますか。

私は令和7年・8年の推計について気になっています。開業予定のホテルがあり、客室数が増えることが見込まれるため、その分の客室数を加算するのは分かりますが、宿泊者について、TSMC 関連の工事が落ち着き平常に戻った場合、需要は観光客もしくは業務（顧客・ビジネス）目的の来訪者が中心になると考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

TSMC の工事が終了した場合でも、町内に立地する事業者数が増えているため、そうした需要も含めて、宿泊者は増加すると考えております。なお、この推計値は、単純に室数見込みに、令和6年度の1室あたりの宿泊者数を掛け合わせた試算に過ぎませんので、実際にどのような推移になるかは、現在の稼働実績等も含めて、引き続き精査していく必要があると考えています。

(委員長)

この数字は稼働率100%を前提とした場合の試算という理解でよろしいですね。そうすると概ね9,000万円後半から1億円前後の宿泊税収の規模になるということで、これくらいの規模の宿泊税収があることを想定して、用途等についても考えればよいということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

令和7年の約1,500室、令和8年の約1,700室という数字の根拠は何でしょうか。現時点での実感や計画からすると、これから1,200室くらいの増室が見込めそうで、それ以上になる可能性もあると思います。事務局から、これらの数の根拠の説明をお願いします。

(事務局)

先ほど資料説明でもお伝えした通り、事務局で把握しているのは、令和7年度に3施設・約600室のホテルの開業が、令和8年度に1施設・約200室のホテルの開業が、それぞれ予定されており、それらの開業予定を踏まえて見込みの室数を推計して算出しているという状況です。開業予定のホテルについては、開業時期等についてある程度確定しているものを基に試算しています。他のホテルの開業情報も第1回大津町宿泊税検討委員会の時点では明確ではなかったものもあり、2,000室程度になると見込んでいます。

(委員)

これらのホテルの開業のタイミングに関しては、宿泊税の徴収開始時に間に合うかどうかというのが一つの問題です。この、2,000室を超えるか、という点について、もっと深掘りをして、具体的数字を認識しながら議論していく必要があるのではないのでしょうか。

(委員)

令和8年の宿泊者数約55万人という予測についてですが、現状の宿泊者数が30~31万人程度から1.7倍の約55万人になるというのは、かなり現実と乖離があるのではないかと感じています。TSMC関係の工事が落ち着けば、客足が落ち着くことも考えられるところ、この約55万人という試算には違和感があります。

(委員長)

予測宿泊人数が過大なのではないかと、ということですね。

(委員)

はい。半導体関係企業などは、市場の影響を大きく受けるため、それらの要素も考慮した上で、ビジネスマン向けのマーケティングを行い、また、宿泊者数の予測についても、もう少し精緻化が必要だと思います。

(事務局)

補足します。資料1は、現時点で役場が把握している数値で推計を行っていますが、集計に含めた7施設以外にも、現時点で町内には宿泊事業者が存在します。令和6年度の町内宿泊施設の室数は930室より多くなると認識しています。調査していない部分は数値が不確かなので、分かる範囲で推計を行っているという状況です。委員のご指摘の通り、需要が宿泊室数と同じように伸びるかどうかについては、引き続き注視してまいります。

(委員長)

宿泊者数の推計の規模については、客室数を超えるくらいのマーケティングを行い、多くのお客さんをお呼び込む必要があると思います。

アンケートについて意見はありますか。ご覧になって、感想や「もっとこういうことを聞きたい」という点があればお願いします。

アンケートは事業者と利用者の両方を対象にしていますが、多くの方が指摘しているのはアクセスの問題、つまり移動手段の不便さです。駅周辺の機能強化や活性化も必要ですし、事業者は観光プロモーションの充実を求めています。客室数と同様に宿泊者数を増やすにはプロモーションが不可欠です。

事務手続きについては、熊本市の事例でも現場の方々には不安を感じており、宿泊税の徴収に係る手続き量が多いといった声がありました。そのような不安をどう解消し、宿泊税の周知をどう図るか。なるべく不安がなくなるように、面倒な手続きを減らす工夫が必要だと思います。この点についてご質問やご意見はありますか。

(委員)

前回は申し上げたように、ホテル側と宿泊者側のニーズが、今の天津町で必要な取り組みとしてアンケートにしっかり出ているので、良い結果だと思います。ただ、令和7年・8年の、推計での宿泊税収見込みについて、9,000万～1億円という金額に基づいて事業の実施予定を決めていっても、実態と乖離してしまう可能性があります。宿泊税の見込みについてもっと具体的に調べ、委員の意見も聞いた上で推移を示した方がよいと感じます。

(委員長)

推計は参考にはなりませんが、確実な税収入がどれくらい入るかが分からないので、宿泊税の導入方法も工夫が必要だと思います。初年度から税収が1億円あることを見込んで、その何割を充てるか、とするのではなく、段階的に増やす、又は、必要なものに優先順位を付けて実施するなどの方法が考えられます。

私がアンケートを見て思ったのは、移動手段の不便さは確かに大きな課題ですが、一方でレンタカーや車で来る割合が高いという点です。車で来る方への配慮について、宿泊税を活用してどのようなサービスが提供できるか、という議論が足りなかったと感じますが、いかがでしょうか。

(委員)

宿泊者やキャンプ利用の方も含めて、公共交通が乏しいため必然的に車で来る方が多く、タクシー利用も一定割合います。ただ現状、タクシーが捕まりにくいという声が現場から上がっており、タクシー台数や運転手の確保が課題だと感じています。

(委員長)

タクシー会社とどのように連携していくか。事務局で宿泊税導入に際してタクシー事業

者と協議したり、アンケートを取ったりしていますか。

（事務局）

タクシー事業者との協議については、公共交通の運行に関して定期的な協議の場を設けており、運転手不足が大きな課題であることは共有しています。公共交通の持続可能性の観点から町として協力できないことがないかを中心に協議を進めています。

（委員長）

タクシーについては、人手不足の解消が一番の問題で、実際に走っている台数が少なければ利用者にとって不便になりますね。

（委員）

タクシー移動の問題について、宿泊者の利用が増えると町民が普段使っているタクシーが、乗り合いタクシーも含めて利用しにくくなるという声が出ています。また飲食店や駐車場の問題もあり、住民の方が普段使う施設が圧迫される懸念があります。これらをしっかり取り組むことで住民の満足度にもつながるような相互性のある施策にしてほしいと考えます。

（委員長）

宿泊税は宿泊者だけのためのものではなく、来訪者にとって優しいまちを作ると同時に、住民の満足度向上にも寄与すべきです。住民の負担やオーバーツーリズムの問題が生じている観光地の例もあるので、住民が来訪者に対して好意的でなければ、再び訪れてもらえる宿泊地にはならないため、その辺りのバランスが重要だと思います。ほかにご意見はありますか。

（委員）

課題の整理の点ですが、大津町が宿泊税の導入を進めた場合、近隣自治体の対応状況も重要だと思います。現時点では近隣市町村は導入していないところが多いので、その点は課題整理の部分に残しておくべきではないでしょうか。

（委員長）

ありがとうございます。今後も近隣の動向は注視していくということでよろしいですね。

（事務局）

はい。今後、近隣市町村の導入状況については注視し、確認してまいります。

（委員長）

ありがとうございます。状況は導入までの間に変わってくることもあると思いますし、TSMC 関連の論点に限らず、継続的なデータのアップデートをお願いします。もし質問がなければ、続いて宿泊税の使途について事務局から説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○議題

1 宿泊税の使途について

(資料説明：事務局)

(資料2 宿泊税の使途について)

(委員長)

ありがとうございました。議事1の後半の部分は前回までの議論の内容を改めて整理したのものになると思いますので、皆さまご確認ください。特に、宿泊税を財源とする取り組みの考え方や本案の趣旨について、何かご意見があれば伺いたいと思います。

(委員)

取り組みの考え方についてですが、この宿泊税はそもそも呼び水のようなものであり、導入されれば確実に町の様相が変わっていきます。新たな税収が生まれることで大きな変化が起きる、という前提を、文書の中に明確に入れておかないと不安があります。

(委員長)

その点についてはどうでしょうか。今後さらに踏み込んで整理する際、宿泊税の考え方を委員会の提言としてまとめることになると思いますが、今委員がおっしゃったような文言を追加することは可能でしょうか。

(事務局)

事務局としても、大津町の魅力を高めていく必要があることは認識しております。資料2の3ページをご覧ください。魅力向上については、実施していくことを前提に、住民と宿泊者の共生についても、連動させながら併せて進めなければ、持続的な取り組みにならないと考え、そのように資料にも記載しています。明示的に「まずは地域の魅力向上の政策に十分取り組むべきである」といった方向性を盛り込むことは、現時点で担当者としても検討可能と考えています。

(委員長)

委員がおっしゃりたいのは、これまでの議論の中で、時代や町の成長段階が変わり、今が宿泊税を議論する段階にあるという点と、これからの大津町のビジョンがどのような

もので、それに照らして宿泊税をどう有効活用するかを明確に示すべきだ、ということですね。つまり「なぜ今宿泊税なのか」「なぜこの使い方が適切なのか」を、住民や事業者が理解できる形で表明したい、ということで私も同感です。

（事務局）

事務局も同じ認識です。どのような背景や状況があって宿泊税を導入しようとしているのか、それによって町が目指す姿を、報告書案として皆さまに提示したいと考えています。

（委員）

先日、南九州三県の観光事業者の会合があり、大津町の宿泊税の議論は大きな注目を浴びていました。TSMC 関連で注目を集めていることもありますが、こうした制度を真剣に議論できる地域はあまり多くありません。そういう意味で、こうした制度の導入に向けた議論ができる環境を作ってきた、という点をしっかり強調する必要があると思います。

その上で、共生などの考え方をより分かりやすく、前向きで能動的な表現にして、双方方向に表明できると良いと思います。事務局の方が3ページでうまくまとめてくださっていると感じています。

また4ページの考え方の整理についてですが、特に「新規事業および既存事業の整理」は議論の中でさらに明確にしていく必要があります。既存事業をどのように捉えるか、町としての具体的なイメージやビジョンがあれば示してほしいです。

（事務局）

既存事業については、現時点で具体的に示せていない部分もありますが、ご指摘のとおりイメージ提示の必要性は認識しています。例えば、ビジターセンターのトイレなど、施設の維持管理費は、来訪者も利用することから宿泊税でまかなう整理も考えられます。施策の拡充や新規政策に取り組む中で、既存事業についても、住民との共生の観点も踏まえ、宿泊税を財源として活用することは一つの選択肢であると考えております。今後、具体案をお示ししていきたいと考えています。

（委員）

私が特にイメージしたのは駅周辺のことです。駅利用者や住民が増えており、訪れる人が過ごしやすい場所づくりは住民にとっても重要です。町で取り組んでいる既存事業と訪問者向け施策を両方向で対応できるように示せると、理解が得やすいと思います。

（委員長）

既存事業については、具体例があると住民にとってイメージしやすいですね。ご検討ください。

(委員)

3 ページ・4 ページのデータや整理は概ね賛成です。3 ページで述べている「現在の宿場町として確立していく」という方向性は、これから大津町が変わっていくべき姿に合致していると思います。

4 ページの最初の項目、「宿泊者に関係する事業に充当する」という考え方を進める場合は、宿泊者の利用目的等を定期的に把握する必要があると思います。年度ごとに検討を行う中で、できれば年に1回程度は宿泊者の目的等を確認する調査を行ったほうが良いのではないのでしょうか。

また、「現在の宿場町」というキャッチフレーズは有効であると思いますが、それが何を意味するのか分からなければ意味がないため、条例等で用いるのであれば、その意味を明確にしておく必要があります。

(事務局)

宿泊税の目的を条例等にどのように表現するかは未定ですが、「現在の宿場町」という考え方自体は目指すべき姿として明示すべきと考えております。定量的な調査については、ご提言いただいた、各年度に宿泊者の意向を確認すべきだという意見も踏まえ、その必要性を含めて検討していきます。

(委員長)

年度ごとに用途を決める作業を進めるにあたり、当該年度の施策案について外部の関係者が参加して妥当性を審議するような場を設けることは可能でしょうか。役場の内部だけで宿泊税による施策を決めてしまわない仕組みが必要だと思います。

(事務局)

施策の決定について、現時点でどのような制度とするかは未定です。長崎市のように、外部の意見を取り入れながら来年度の政策を決定している例もありますので、毎年度の施策決定については、そうした事例も踏まえ検討してまいります。

(事務局)

(補足) 長崎市の例では、役場内部で整理した宿泊税による各年度の施策を、MICE と観光の部署で審議することとしていました。そのため、役場の内部だけで決定せず、アンケート結果等も踏まえて、議論する場を設けること、そしてそれを扱う庁内の部署を決

めておくことが重要だと考えています。

（委員）

先ほど委員からもお話しいただきましたが、南九州三県の会合の中でも、空港アクセス鉄道が肥後大津駅経由になったこと、阿蘇にも近いことなど、大津町の交通アクセスの良さが高く評価されています。大津町が重要な拠点であり今後大きく伸びることを前提に、宿泊税導入は前向きな取り組みとして示すべきですし、そのような状況に合わせた産業構造の転換という論点を、議論のベースに置く必要があると思います。

（委員長）

ありがとうございます。以上で次の議題（議題 2）に移らせていただいてよろしいでしょうか。

○議題 2 宿泊税の税制について

（事務局説明）

（資料 3 宿泊税の税制について） 1 から 4 まで

（委員長）

今、（1）から（4）までご説明いただきましたが、特に皆様からは実際に活用を行う際の見直しの頻度について、2年にするか3年にするか、または5年にするかという点と、免税点を設けるかどうか、税率が200円で良いのか、といった事務局の案について、ご意見をいただければと思います。

先ほどの、事業者へのアンケートの結果について、アンケート結果の6ページをご覧くださいと、最初から5年間で見直しという意見は少なく、初めは3年での見直しが必要だという意見が多いようです。最終的に5年ごとの見直しになるとしても、宿泊税を導入してから状況の変化が見込まれる中では、まずは2年で見直しを行った方が良く、または3年で見直しした方が良くという意見が多いようですが、いかがでしょうか。

（委員）

熊本市の例を見ると、最初は2年で見直しを実施し、その後課税の状況を見て、宿泊税収が1年でどれくらい入るのか、どれくらいの規模感で運用できるのかを検討して、税率が200円でも良いのか、100円が良いのかを改めて検討した方が良くと思います。そうすると、2年ごとに見直しを行う形が良いのではないかと私は思います。宿泊税として入る金額が増えればそれに越したことはありませんが、現在のように宿泊客数が未定のまま進めるのは難しいと思います。ある程度状況が落ち着いた時に、これくらいの金

額が入る、ということを前提として、随時検討していった方が使いやすいのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。最初に2年で見直すこととして宿泊税を導入し、結果を見て2年ごとに更新していくという形ですね。

(委員)

委員がおっしゃることももっともかと存じますが、ただ事業者アンケートの中で、あまりに早く宿泊税の制度を変更されると、宿泊事業者としては、徴収に係るシステムを再度変更しなければならなくなる、という不安があるのではないかと思います。宿泊税額の見直しはあまり行わないで、中期的な期間で据え置いた上で、町への納入の仕方や他の見直しについて検討していくべきだと思っています。あとは、先ほど委員長がおっしゃったことに関して、仮に外部の委員から、年1回の意見聴取の機会があるのであれば、最初の見直しは2年ではなく3年にしても良いのではないかと思います。

(委員長)

もしくは最初の見直しは3年で、その後は何年か、5年か、という形ですね。皆さんのご意見はいかがでしょうか。多数決ではないので、さまざまなご意見を伺った上で、事務局に判断していただくということにいたします。

4 ページについてですが、申告納入期限について、宿泊事業者が毎月町に納入していくことが大丈夫なのか、また、申告納入期限が3か月に1度となる基準の一定額がいくらになるのか、事務局からイメージを教えてくださいたいです。このような小規模事業者に対する納入負担軽減の取組は他地域でも導入している事例がありますが、大津町の場合はどのくらいの金額を想定していますか。

(事務局)

現時点では、その一定額をどのように設定するかについて、まだ内部での検討が進んでいない状況ですので、具体的な金額についてはお示しできない状態です。ただ、先ほど委員長がおっしゃった通り、他地域では、徴収される税収額が小さい場合に、まとめて3ヶ月単位などで納入させることで、小規模事業者の特別徴収に係る負担を軽減する措置を設けています。特に民泊事業者を含めると、大津町においても、小規模事業者があると考えていますので、事業者の負担を軽減できる措置を設ける方向で考えています。

(委員長)

例えば民泊事業者の場合、フロントに人がいないような、小規模なところもありますので、毎月の納入というのは非常に厳しいことがあります。ですので、そのような小規模

な事業者については、毎月町に宿泊税収を納入するのではなく、まとめて数ヶ月に1回納入する形が必要ではないかと考えています。また、宿泊事業者の規模がさまざまなので、その点も検討に関わってくるかと思えます。

（委員）

アンケートでも、納入の仕方について、特にシステムの問題が重要視されているようですので、できるだけ早く、納入に係る仕組みを宿泊事業者にお示しし、どのような方法で運営すべきなのかを議論した方が良いのではないかと思います。

（委員長）

その点については、実際に導入した他地域にヒアリングし、システムを変更する際に必要な金額や、何も無いところから宿泊税の徴収及び納入を行うための、宿泊事業者における初期投資の大きさを検討するための資料が集められるか、事務局にお伺いしたいです。

（事務局）

現時点では、宿泊事業者における負担に関し、調査を広く行っているわけではないので、まだ具体的に数値を出せる段階ではありませんが、先日視察に伺った長崎市に対して、追加で質問を行っており、その関連で宿泊事業者における負担についても状況を確認できるかと思えます。いくつかの地方団体の状況について比較を行い、宿泊事業者においてどれくらいのコストがかかるのか、町がどういった取り組みをすることで、宿泊事業者の負担軽減に資するのかを検討するべきだと考えていますので、その点についても準備を進めます。

（委員長）

宿泊事業者の不安解消のための情報提供を、よろしく願いいたします。

（事務局）

長崎市の事例も踏まえ、事業者の方々を含めた説明会を通じて、必要な情報を提供していくことになるか、と考えています。

（委員）

宿泊税の制度について、議論を進めたいところであり、今あったような説明の場を設けていただけると良いと思います。また、細かい点として、宿泊者が納税するという点についても、実態と異なる場合があります。宿泊者が負担しない場合、例えば会社が払うようなケースもありますので、条例の文言等について再確認が必要ではないかと思えます。また、赤ちゃん、0歳児も課税対象になるかどうかなど、制度が確定しないとシス

テム改修費の見積もりもできません。したがって、その点についても早めに説明の場を設けていただければと思います。

（事務局）

他自治体の宿泊税の実施については多くの事例があるので、大津町として、子どもの取り扱い等、宿泊税の実施についての指針をまとめ、早急にお示ししていく考えです。

（委員長）

まずは、アンケートについて、参考になる内容が記載されているため、よく読んで参考にさせていただきたいと思います。他の宿泊税を徴収している都市とは客層が異なる点も考慮し、導入の際には、大津町に合わせた形にしながら進める必要があるかと思います。

各委員から一通り意見をお伺いしようと思いますが他にご意見はなかったでしょうか。

（委員）

熊本市の議論を踏まえると、2年後での再検討が必要なのかもしれません。宿泊税は、来年度に方向性を固め、再来年度から実施するという形になると思います。実施する際には宿泊客の状況も落ち着きかかっているのではないかと思いますので、最初の導入後の反省を考慮しつつ、まずは2年若しくは3年で1度見直しを行い、その後は見直しのスパンをある程度長くしても良いのではないかと、思います。

（委員長）

出た意見を踏まえて、事務局にて検討を進めてもらえばと思います。また、導入するにあたっては、何月から実施するかも大変重要です。特に、宿泊事業者が忙しい時期に、宿泊税導入に当たっての作業が集中することになると、ホテルや旅館の方々が大変になると、思いますので、その点も考慮して検討していただければと思います。

（委員長）

続いて、免税点や税率についてもお伺いしたいと思います。見直しの期間と合わせて委員からのご意見もいただきましたが、事務局としては、免税点については設けない方向で、税率は200円としたいという考えであり、フロントでの業務を増やさないために、税率を一律に設定するという意見がありますが、ご意見があればお聞かせください。

（委員）

負担軽減が目的であれば、金額は定額の方が良いと思います。宿泊税の用途事業を実施するため税源は確保しなければならないので、100円よりは200円の方が良いのではないかと、思います。

(委員)

免税点は設けなくて定額が適当だと思います。特に大津町では、宿泊料金が高額な宿泊施設がほとんど存在しないため、一律 200 円が妥当だと思います。

(委員)

同様の意見です。

(委員)

私も同じです。

(委員)

宿泊料金が同程度の施設が多いため、一律が良いと思います。

(委員長)

特に異論はなかったので、今の意見を踏まえて、検討を進めていただければと思います。

○議題 2 宿泊税の税制について

(事務局説明)

(資料 3 宿泊税の税制について) (5) から (8) まで

(委員長)

それでは、先ほどの (5) から最後の (8) までの間、とくに課税免除の問題について、委員の意見を聴取したいと事務局から示されていましたが、他の点も含めて、ご意見があればお願いします。

(委員)

修学旅行生、スポーツ団体の誘致については、高校生なども含めて課税免除にしないほうがよいと考えます。税をいただくことで、観光地の施設整備や、スポーツ団体が使うグラウンドの整備などが行えること、このような用途に活用していくことを、資料の (8) にあるように、きちんと周知していくならば、これらの者にも納得してもらえるのではないのでしょうか。

また、前回も申し上げましたが、入湯税がどのように使われているかを参考にできるのではないかと思います。現在の入湯税の用途について教えてください。

(事務局)

入湯税は一部事業に特定して充てているわけではなく、観光費に充てる形で計上しています。大きいものとしては、観光関連イベントの補助金などに充当しており、以前調べた際には、公園のトイレ清掃などにも使われていた記憶があります。

(委員長)

ということは、入湯税は必ずしも、源泉の維持や浴場そのものの清掃など、温泉に直接関係する用途だけに使われているわけではなく、一般的な観光振興にも使われているという理解でよろしいですか。

(事務局)

概ねそのとおりです。入湯税の使途は温泉に係る経費以外にも充てられています。なお、現在入湯税の対象となっている2つの施設は、いずれも宿泊ができる施設です。

(委員長)

つまり、温泉そのものの管理に入湯税収を優先して使っているというよりは、観光振興に使っているという理解でいいわけですね。入湯税の使途は法律で定められており、宿泊税と使途が重なり混乱が生じる可能性があります。今後、使途を明確に仕分けるための改正や検討が必要だということですね。

(事務局)

入湯税が課税される施設が、昨年度までは1施設であり、おおむね年間約300万円の収入がありました。今年度から課税対象施設がもう1つ増え、年度途中の開業だったため、試算ですが、今年度の入湯税収は総額で約500万円以上になる見込みです。

(委員長)

500万円があれば、かなりできることがあるので、入湯税の使途の見直しや検討は改めて必要ですね。ほかにご意見はありますか。

(委員)

私も、宿泊税と入湯税とで使途を分けて考えるということをはっきり示す必要があることに賛成です。また、課税免除の論点では、事業者の負担軽減という視点の前に、他団体で課税免除の対象としているような者に対しても、大津町は宿泊税を用いた事業を実施していく、ということを確認に示し、理解を得たうえで課税するのが良いと思います。単に「課税が大変だから課税免除は設けない」といった対応ではなく、なぜ課税免除を設けずに、宿泊者全員に課税するのかの理由づけを明確にして示すべきです。

(委員)

(5)の課税免除については理解しています。ただ現実問題として、他団体で課税免除の対象としているような者については、利用者の費用負担を考えると、宿泊施設側で宿泊料金を下げざるを得ないケースも出てくると思います。それはやむを得ない面もありますが、制度趣旨を踏まえた説明を行い、現場の理解を得る努力が必要だと考えます。

(委員長)

ありがとうございます。修学旅行生やスポーツ団体にとって、宿泊税の使われ方が明確に示されることは非常に重要です。委員の指摘のように、「皆さんからいただいたのでグラウンドが整備されました」「修学旅行向けの新しいスポットができました」といった具体的な成果が見える形で示すことは、是非取り組んでいただきたいと思います。

(委員)

同意します。

(委員長)

次に(7)(8)番について意見を伺います。宿泊税の徴収や町への納入に係る初期投資がどの程度かかるかを明確に出してほしいという話がありましたが、特に(7)の2の初期投資については、町がどの程度宿泊事業者を支援するのか、何割負担にするのか、上限はいくらにするのか等、具体的な数字に踏み込む必要があります。熊本市の例だと、50万円までは全額補助、超える分は半分補助、交付金の上限は100万円というような条件だったかと思いますが、システム導入に要する費用が分からないと、50万円について妥当かどうか判断が難しいです。

(委員)

近年導入された事例を参考に、大津町における交付金も導入自治体の交付金額と合わせていくというのは、理由づけとして有効だと思います。

(委員長)

交付金額に上限を設けるのか、支払い形態をどうするのか等、いろいろな方法が考えられます。無尽蔵に財源があるわけではないので、ある程度の制限は必要でしょう。熊本市など先行事例の情報は参考になります。

(委員)

補助すべき額は事業規模によって変わってくると思います。大規模なホテルか、小規模な民泊か、チェーンのホテルかで必要なシステムや負担額が異なります。小さな民泊なら簡易な端末で済む場合もあり、規模に応じた補助が必要です。その辺りを精査して補

助制度を考えていくべきです。

（委員長）

事業者アンケートを見ると回答件数が少なく、導入すべきシステムの実情が分かりにくいですが、100万円以上が必要と回答している事業者もあるので、事業者によって、またシステムがどのようなものかによって、状況が異なるのだと思います。この点について、町内の事業者にはヒアリングが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

私も想像がつかないので、入湯税や宿泊税を既に導入している施設がどんな仕組みを導入しているかを聞くと参考になります。実情に合わせて検討する必要があります。また、一番重要なのは（８）の周知についてです。きちんと取り組まなければなりません。引き続きよろしくをお願いします。

（委員長）

（８）の周知については、熊本での検討時にもホテル側から「実際にフロントで宿泊客に宿泊税を支払っていただく際、ホテルの職員に宿泊税の説明を求められると困るので、事前にリーフレットを配る、看板を掲示する、公共交通機関に張り出して案内するなど、宿泊事業者が徴収するのではなく市が徴収する税であるということを、市がしっかり説明してほしい」といった要望がありました。宿泊施設側が宿泊税を導入した当事者であると誤解されないよう、周知方法の整備が求められています。

（委員）

宿泊事業者向けアンケートに「初期投資がどのくらいかかるか分からない」という回答が多かったのは理解できます。アナログ的な運用であれば、宿泊税導入のための初期投資にそれほど費用はかかりませんが、精算機や自動化システムを導入する場合は、数十万円から数百万円の初期費用がかかります。人員削減や運用コストの兼ね合いで投資額が大きくなることもあり、宿ごとに差が出ます。宿泊事業者への聞き取りをしっかり行うべきです。

（委員長）

個別の宿泊施設への再ヒアリングを実施した方がよいという意見に賛成です。以前委員より、宿泊税を宿泊料金に含めて扱おうと領収処理が煩雑になり、キャッシュレス化や領収書の金額調整など現場に大きな負荷がかかるという指摘がありました。導入に際してはこうした現場の事情を踏まえ、多少のご不便をお願いするにしても、事業者の協力を得られる説明と体制整備が必要です。

(委員)

宿泊税導入時のイニシャルコストを誰が負担するのは重要です。税の徴収・集金のための仕組みづくりに必要な投資を、宿側に負わせるのは適切ではないと考えます。中身を慎重に検討して進めるべきです。

(委員長)

承知しました。宿泊税制度について他に意見はありますか。ないようですので、事務局にお返しします。

(事務局)

長崎市先進地視察報告書について説明します。

(事務局より長崎市先進地視察報告書について説明)

また、次回第5回外部検討委員会は12月23日(火)午前9時からを予定しております。本日は委員の皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。これまでの検討を踏まえ、第5回に向けて報告書案を作成してまいります。

これをもちまして本委員会を閉会いたします。